

2015 年 4 月 20 日

H a m e e 株式会社

代表取締役社長 樋口 敦士

問合せ先： コーポレート統括本部 0465-22-8043

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「より“e”世界につながるもっと“e”を創造する。」を経営理念に掲げ、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と経営理念の推進を経営の最重要課題としております。また、当社では、社外監査役（3名）により取締役会の監査機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

今後も、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、リスク管理、監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性を高めていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
A O I 株式会社	664,000	35.8
樋口 敦士	604,000	32.6
北村 和順	80,000	4.3
H a m e e 従業員持株会	75,600	4.1
樋口 知成	20,000	1.1
中根 正登	10,000	0.5
鈴木 淳也	4,000	0.2
三尋木 準	4,000	0.2
樋口 久美子	4,000	0.2
水島 育大	1,400	0.1

支配株主名	樋口 敦士
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である樋口敦士は、総株主の議決権の過半数を所有する資産管理会社並びに近親者の持ち分と合わせ、当社の総株主の議決権の 69.69%を保有しており、支配株主に該当しております。当該支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、グループの利益が損なわれるおそれがないことを慎重に判断し、当該条件を満たさない場合、これを行わないことを基本方針としております。

支配株主との間で取引等を行う場合は、取引開始に際して、社外監査役3名が参加する当社取締役会での十分な審議及び決議をもって意思決定し、当社及び少数株主の不利益にならないよう努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	一名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
—										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
—			

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査責任者は、日ごろから情報を共有し連携をとりながら、効果的かつ効率的な監査を進めております。また、監査役及び内部監査責任者は、定期的に監査法人と面談し、また必要に応じて随時意見交換及び指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
齊藤 修一	他の会社の出身者								○	
金島 秀人	他の会社の出身者					○			○	
本行 隆之	公認会計士				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a.親会社の出身である

b.他の関係会社出身である

c.当該会社の大株主である

d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
齊藤 修一	○	—	企業の内部統制構築に関する深い知識と経験を有しており、常勤監査役として独立した立場で監査を遂行できると判断したためであります。

金島 秀人		—	企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、グローバルな見地から当社の経営に関する監査を遂行できると判断したためであります。
本行 隆之		—	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から中立的かつ専門的な監査を遂行できると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、役職、勤続年数、会社への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬及び監査役報酬については、株主総会で報酬額総額の上限(総枠)の決議を得ております。当該報酬の範囲内で、役位や会社への貢献度等を勘案して、取締役については取締役会決議に基づき、監査役については監査役会で協議の上、個別報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の業務については、適宜コーポレート統括本部にてサポートを行っております。また、社外監査役は随時内部監査担当者、各部門、会計監査人との情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は取締役5名で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、月次業績報告及び必要に応じて担当取締役より業務報告が実施されております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は監査役3名で構成されており、全員が社外監査役であります。うち1名は常勤監査役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を1名含んでおります。監査役会は、監査実施状況の情報共有と法定事項の決議を目的とし、月1回及び必要に応じて開催されております。監査役は監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席や、業務・財産の状況等の調査を通じ取締役の職務執行の監査を行っております。

3. マネージャー会議

マネージャー会議は、取締役、監査役、執行役員及び各部門のマネージャー以上の幹部社員で構成されており、業務の執行状況や経営に関する重要事項を報告又は協議して、関係者間の情報共有と意見調整を図り、経営の意思決定の効率性と妥当性を確保しております。

4. 会計監査

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はございません。また、当社は、同有限責任監査法人を会社法上の会計監査人として選任しております。

5. 内部監査

内部監査機能に関しましては、代表取締役社長直轄の組織として社長室を設置し、社長室長が監査役と連携のもと、各種会議等の場や、各部門のマネージャー等に個別にヒアリング等を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行うなど、独立した体制のもとで各部門の内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主に対する説明責任を果たすために、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しており、変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定および業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ることを目的として、上記のガバナンス体制を実施しております。3名の社外監査役を選任し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監査する体制をとることで、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考えております。

また、ガバナンス体制の一層の強化を図るため、平成27年7月に開催予定の第17期定時株主総会において、新たに社外取締役を選任し、独立役員とすることを検討しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算であるため、集中日に株主総会を開催する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催に関しましても、集中日を避けるよう留意してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載しております。(予定)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後(年2回以上)に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算及び第2四半期決算発表後(年2回以上)に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家からのIR面談依頼に対しての個別面談や、国内外で実施される各種カンファレンスへの参加等を検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	決算情報、適時開示・任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等は、当社IRサイトにて掲載する予定であります。	

IR に関する部署(担当者)の設置	I R に関する業務は、コーポレート統括本部にて担当いたします。
-------------------	----------------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社 I R サイトに掲載しております。当社はステークホルダーに対し、I R サイトにおける動画配信や、決算発表後における株主説明会を通じ、適時適切に、かつ積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成 26 年 4 月 22 日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、平成 26 年 12 月 16 日開催の取締役会にて、その一部改訂を決議し、現在当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- 1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- 2) 企業倫理については、コンプライアンスマニュアルを策定し、全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- 3) 企業倫理の責任を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持のため、コンプライアンス担当役員が、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。
- 4) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、法令違反またはその恐れのある事実の早期発見に努める。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. リスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、リスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- 1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスク管理規程を策定する。

2) リスクマネジメントに関して、リスク管理担当役員が、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

3) また、リスクマネジメントを行うため、リスクの分類とリスク種類別の管理を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織管理規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。

2) 取締役会規則を定め、原則月 1 回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。

4. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

1) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

2) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、当社グループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

1) 危機発生時の本社への連絡体制を整備する。

2) 不祥事等の防止のための社員教育を実施する。

3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。

4) 本社へ定期的に財務状況等の報告を行う。

5) 本社の内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務補助のための使用人を配置する。

2) 監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

- 1 マネージャー会議で報告された事項
- 2 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
- 3 月次決算報告
- 4 内部監査の状況
- 5 法令・定款等に違反するおそれのある事項
- 6 内外通報窓口への通報状況
- 7 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。

3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する、関係遮断を徹底することを基本方針としております。

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、上記基本方針のもと、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

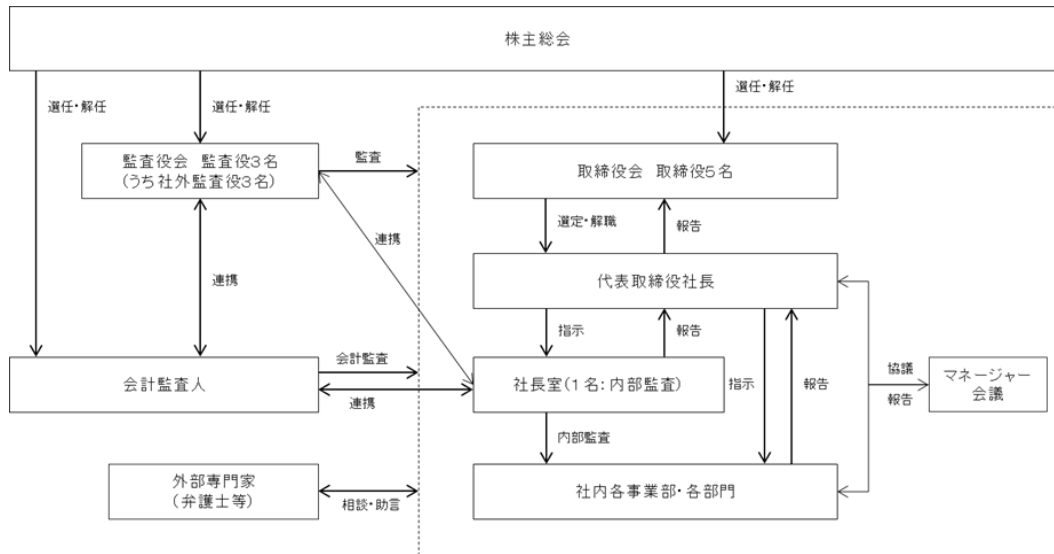
該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は導入の検討を行う可能性があります。

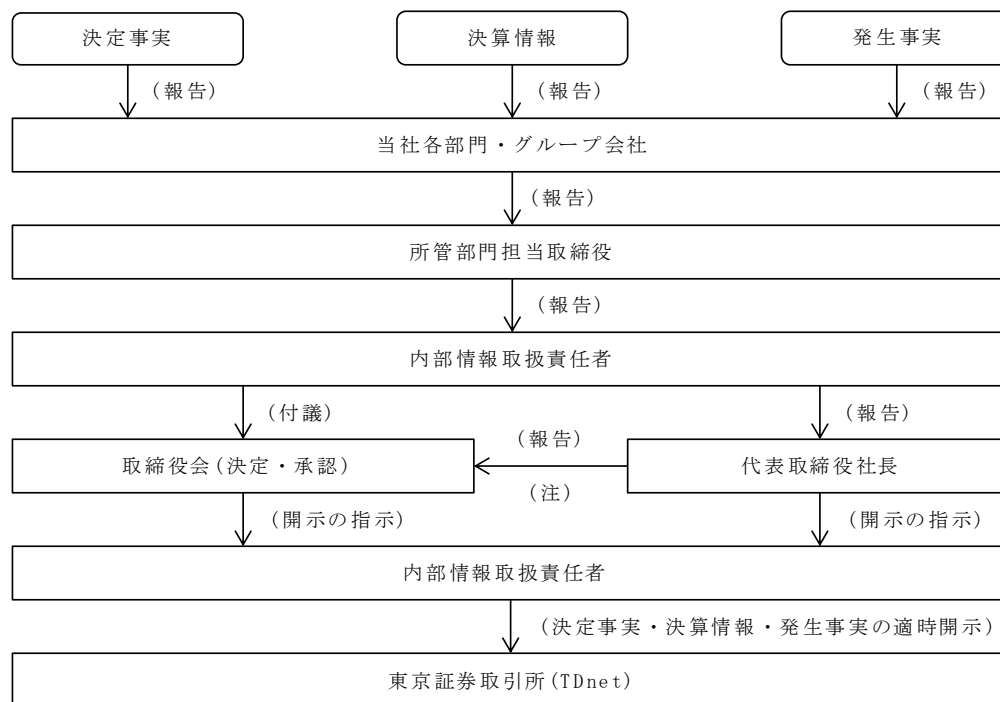
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(注)緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます。

以上